

平成 23 年 10 月 11 日

「反社会的勢力でないことの表明・確約」の同意についてのお知らせ

当金庫では、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、平成 22 年 5 月 6 日より信用金庫取引約定書等の融資取引の契約書や、普通預金規定等の各種規定において暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでまいりました。

「暴力団排除条項」とは、暴力団等の反社会的勢力に現在および将来にわたっても該当しないこと、また、暴力的な要求行為等をしないことを表明・確約していただき、取引開始後に上記の表明・確約に違反したことが判明した場合には、当金庫の判断によりお取引を停止または契約を解除させていただくことを定めた条項です。

今般、この取組をさらに強化するため、新たに当金庫とお取引される場合に、「反社会的勢力でないことの表明・確約」をお客さまにお願いすることといたしました。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

あなたと街のパートナー

